

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都組織規程の一部を改正する規則……………一
……………（総務局人事部調査課）……………一

告示

○令和八年第一回東京都議会定例会の招集……………一
……………（財務局主計部議案課）……………一

○防災街区整備事業組合の定款の変更認可……………一
……………（都市整備局市街地整備部防災都市づくり課）……………一

○防災街区整備事業組合の事業計画の変更認可……………一
……………（同）……………一

○防災街区整備事業組合の定款及び事業計画の変更認可……………二
……………（同）……………二

○建築基準法による意見の聴取……………二
……………（都市整備局市街地建築部調整課）……………二

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………二
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………二

○都道の区域変更（二件）……………四
……………（建設局道路管理部路政課）……………四

○都道の区域決定……………四
……………（同）……………四

公告

○土地収用法による収用の裁決手続開始……………二
……………（東京都収用委員会）……………二

○土地収用法施行令に基づく公示による通知……………三
……………（同）……………三

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表三 七の部(六)の項中「港区海岸二丁目七番百四号」を「江東区青海二丁目四番二十四号」に改める。

附則

この規則は、令和八年三月二日から施行する。

告示

●東京都告示第一百十号

令和八年第一回東京都議会定例会を、二月十八日に招集する。

令和八年二月十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第一百十一号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百五十七条第一項の規定に基づき原町一丁目3番地区防災街区整備事業組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

東京都知事 小池 百合子

一 事業組合の名称

原町一丁目3番地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

令和七年十一月五日から令和十一年六月三十日まで

三 施行地区

目黒区原町一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区白金台五丁目五番十六号

令和七年十一月五日

五 変更の内容

事務所の所在地を港区芝三丁目五番二号に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日

令和八年二月十日

●東京都告示第一百十二号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百五十七条第一項の規定に基づき原町一丁目7番・8番地区防災街区整備事業組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

東京都知事 小池 百合子

一 事業組合の名称

原町一丁目7番・8番地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

令和二年六月二十三日から令和八年十二月三十一日まで

で

三 施行地区

目黒区原町一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区芝浦三丁目九番一号

令和二年六月二十三日

五 事業計画の変更の認可の年月日

令和八年二月十日

●東京都告示第百十三号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成九年法律第四十九号) 第百五十七条第一項の規定に基づき池袋本町四丁目1・2番地区防災街区整備事業組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業組合の名称

池袋本町四丁目1・2番地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

令和七年八月五日から令和十二年三月三十一日まで

三 施行地区

豊島区池袋本町四丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

豊島区池袋本町四丁目十六番六号

令和七年八月五日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和八年二月十日

●東京都告示第百十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第五項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和八年二月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時

令和八年二月十九日(木曜日) 午後二時から

二 公聴会を行う場所

東京都庁第二本庁舎十一階十一A会議室

三 書面の提出先

東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)

新宿区西新宿二丁目八番一号 電話〇三(五三八八)三三三四

四 公聴会を行う理由

次の建築許可をするため

建築主住 新宿区西新宿六丁目五番一号

所氏名 独立行政法人都市再生機構

建築敷地 港区北青山三丁目三百一

地域地区 第一種住居地域、商業地域、防火地域、北青山三丁目地区計画、北青山三丁目地区第一種市街地再開発事業、第一種文教地区及び第二種文教地区

申請の概要

工事種別

新築 事務所、その他(全体共用)、自動車車庫、及び用途

ホテル、飲食店、物品販売業を営む店舗、体育館、サービス業を営む店舗及び診療所

敷地面積 約二〇、一九八平方メートル

建築面積 約一一、二七三平方メートル

延べ面積 約一七八、七三五平方メートル

構造及び階数 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造ほか

高さ 地上三十八階地下二階ほか

適用条文 一七九・九〇メートルほか

建築基準法第四十八条第五項ただし書

●東京都告示第百十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

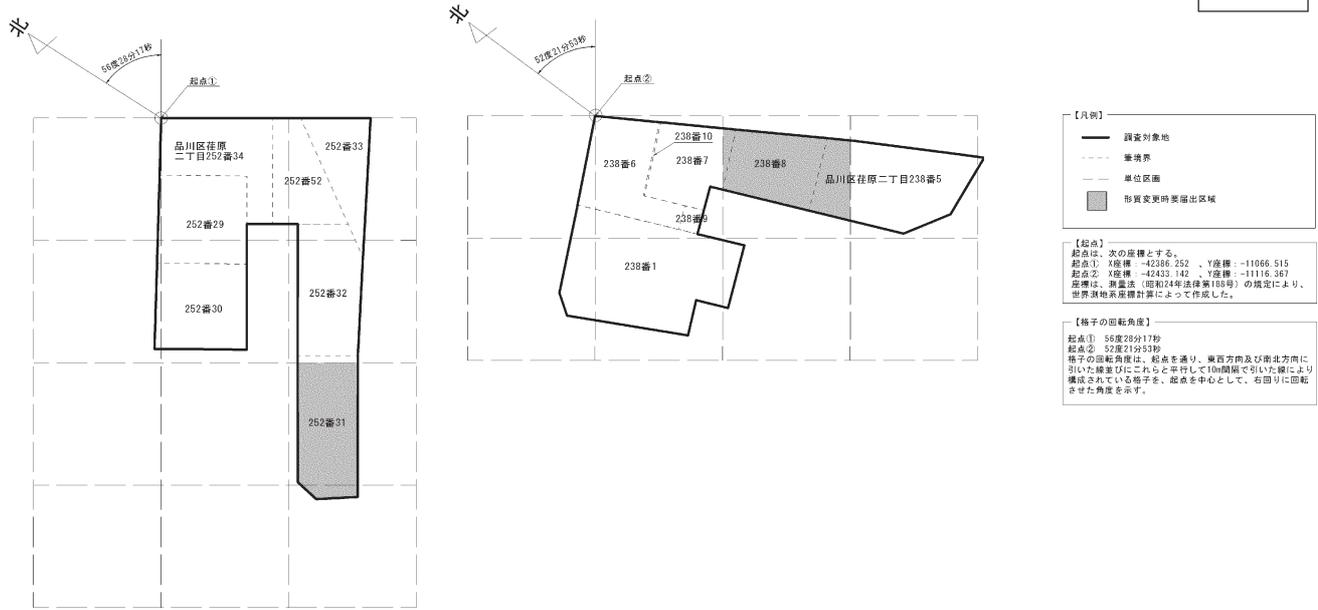
令和八年二月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区荏原二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第百十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

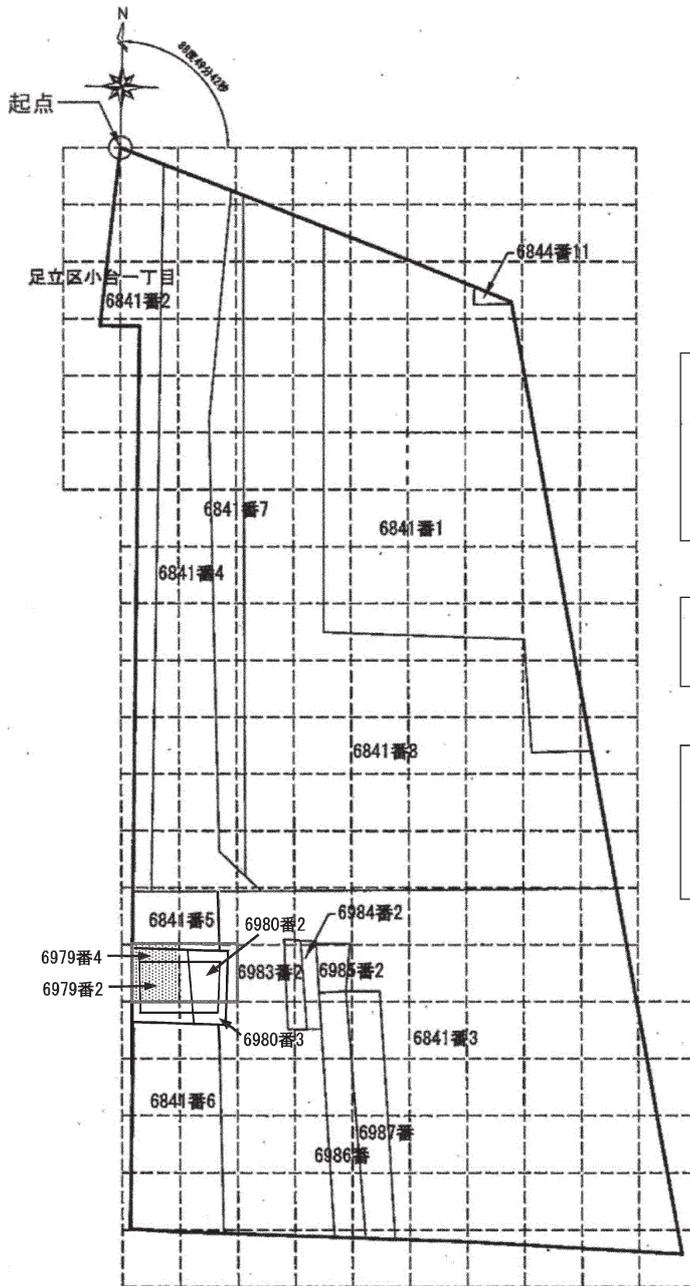
令和八年二月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区小台一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【凡 例】

- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 調査対象地

【起 点】

起点は、足立区小台一丁目6841番2の最北端とする。

【格子の回転角度 (88度49分42秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年二月十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年二月十日

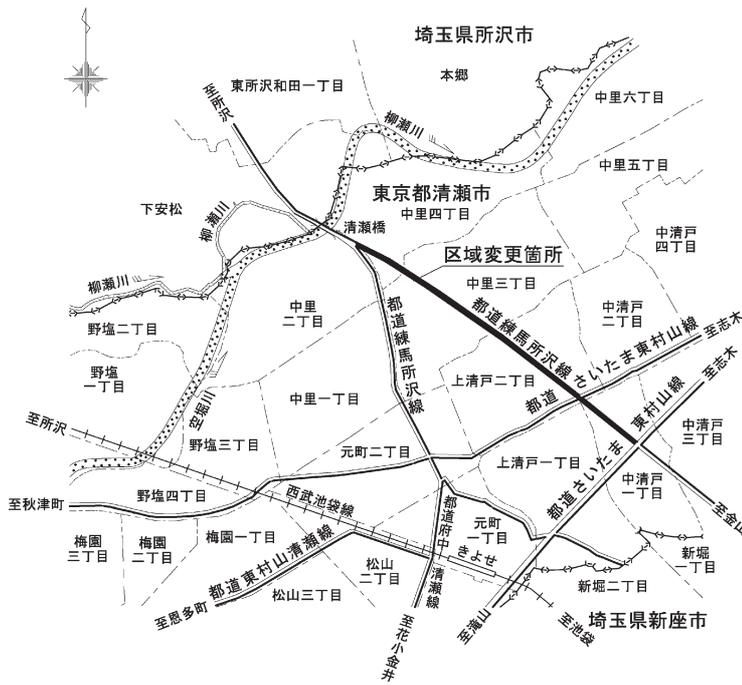
東京都知事 小 池 百合子

- 一 (一) 路線名 十四号
- (二) 変更の区間 江戸川区中央一丁目千四百二十六番地先から同所千五百三十四番一地先まで
- (三) 変更の概要 別図表示(1)のとおり
- 二 (一) 路線名 千住小松川葛西沖
- (二) 変更の区間 江戸川区中央一丁目千四百二十六番地先から同所千五百三十四番一地先まで
- (三) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

別図
都道練馬所沢線区域変更略図
清瀬市中清戸一丁目～中里四丁目

都道・県道
編入区域

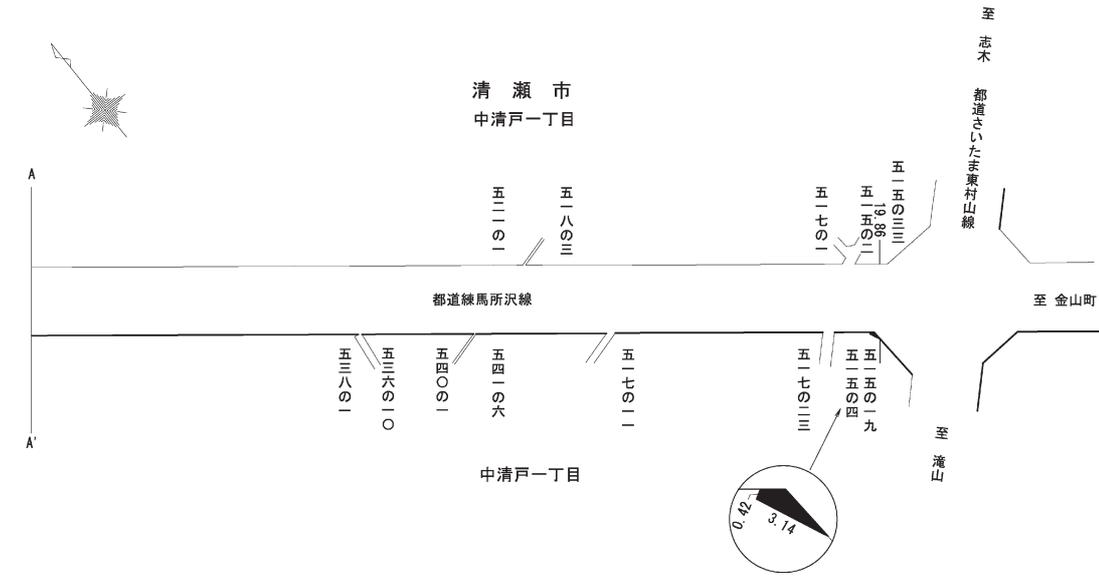
延長 二〇六・七〇メートル
面積 四四〇・六七平方メートル



●東京都告示第百十八号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和八年二月十日から起算して二週間

東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和八年二月十日
東京都知事 小池百合子
練馬所沢
清瀬市中清戸一丁目五百十五番十九地先

三 変更の概要
から同市中里四丁目千三百五十番十六地先まで
別図表示のとおり

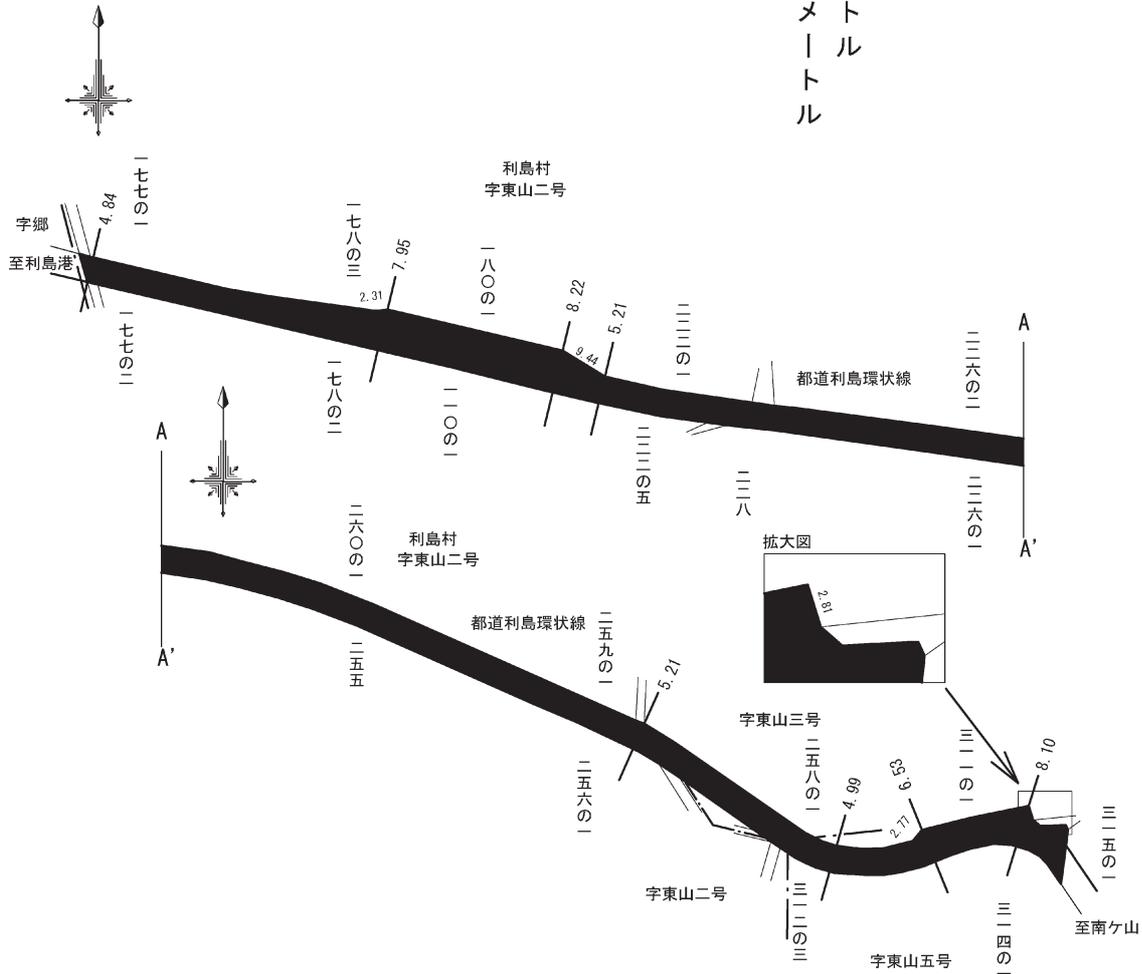
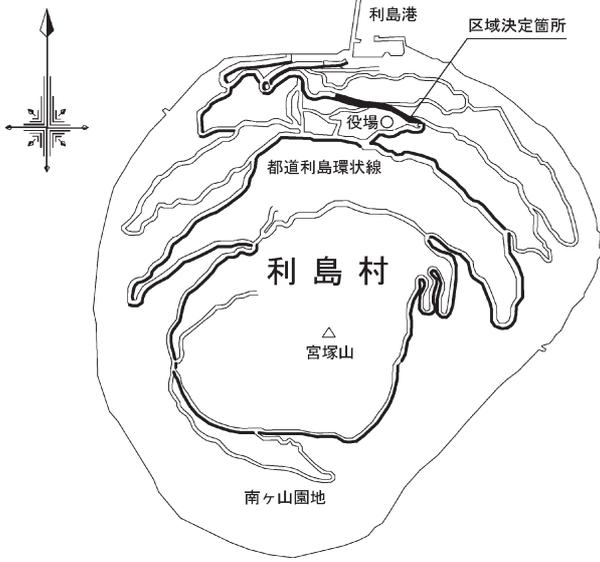


●東京都告示第百十九号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように決定する。

別図

都道利島環状線区域決定略図
 利島村字東山二号、字東山五号

編入区域（決定区域）
 延長 三七八・二九メートル
 面積 二、〇四七・〇二平方メートル



その関係図面は、令和八年二月十日から起算して二週間
 東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和八年二月十日
 東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 利島環状
- 二 決定の区間 利島村字東山二号百七十七番一地从先から同村字東山五号三百十四番一地先まで
- 三 決定の概要 別図表示のとおり

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

令和8年2月10日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 町田市計画道路事業 3・4・18号能ヶ谷根岸線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和8年1月29日

別記のとおり

別記

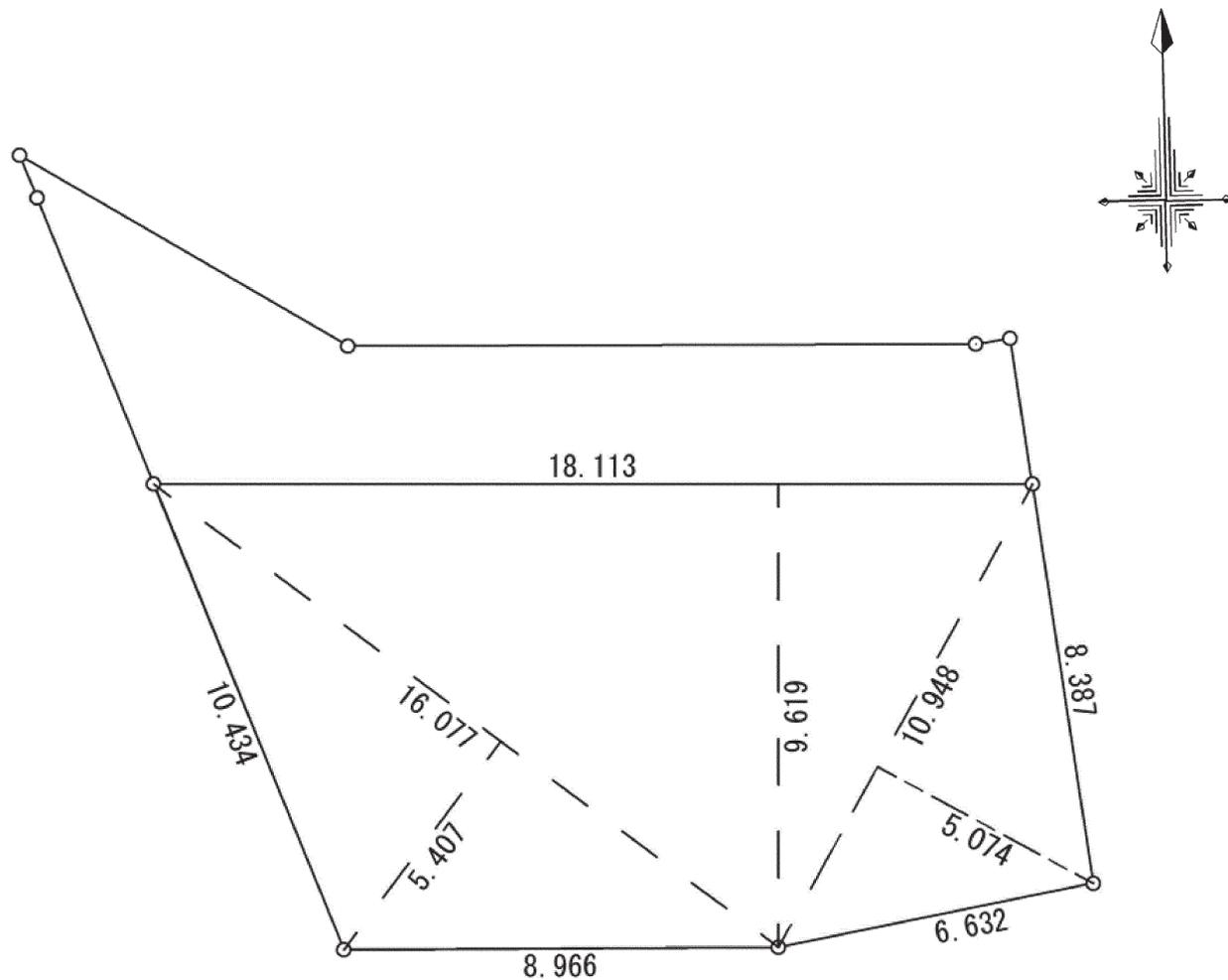
裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都町田市野津田町字関ノ上	418番3	畑	m ² 191	m ² 221.96	m ² 158.35	柴田剛	東京都町田市南つくし野一丁目10番地23				別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都町田市野津田町字関ノ上 418 番 3 のうち

158.35 平方メートル



単位：メートル

<p>土地収用法施行令に基づく公示による通知</p> <p>土地収用法施行令 (昭和26年政令第342号) 第6条の2の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、下記のとおり公示による通知を行う。</p> <p>なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和8年3月2日の終了をもってその通知があつたものとみなされる。</p> <p>令和8年2月10日</p> <p>東京都収用委員会 会長 松尾弘 記</p> <p>1 事件名 令和7年第16号及び令和7年第16号の2 小平都市計画画道路事業3・2・8号府中所沢線及び国分寺都市計画画道路事業3・2・8号府中所沢線のための土地収用事件</p> <p>2 通知書の名称 審理の開催について (通知)</p> <p>3 通知を受けるべき者 住所 不明 氏名 不明</p> <p>4 公示による通知に係る土地の所在及び地番 東京都小平市小川町一丁目1109番57、同番58及び同番56</p> <p>5 公示による通知に係る掲示の事実 (1) 掲示されている場所</p>		
		<p>東京都庁内の総務局掲示板 (第一本庁舎 1階南側)</p> <p>(2) 掲示を始めた年月日 令和8年2月10日</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

